

2.介護予防・日常生活支援総合事業について



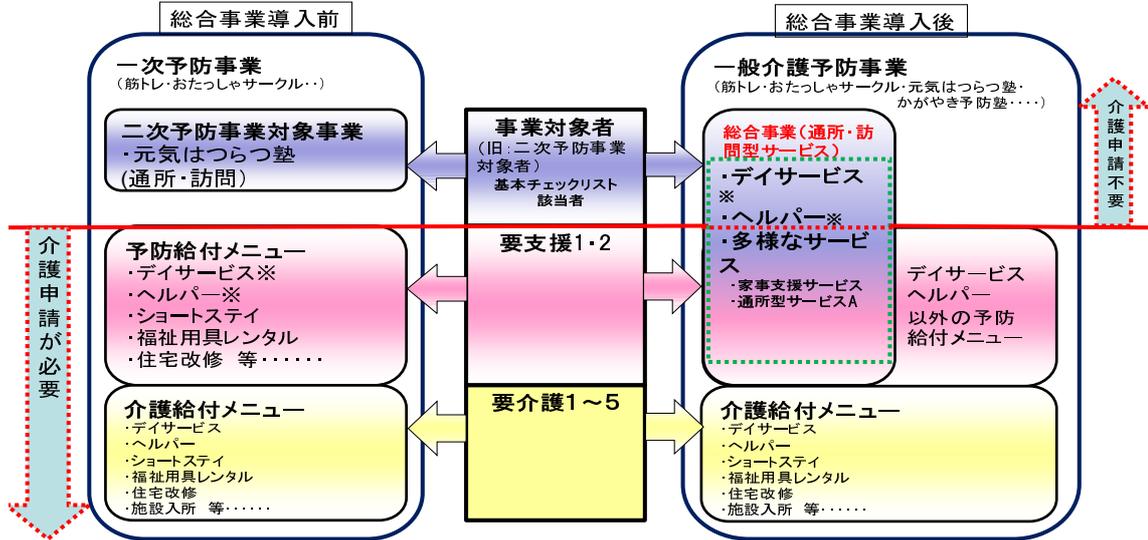
加賀市健康福祉部長寿課

平成 28 年 2 月 25 日

趣旨

- 介護や生活支援を必要とする高齢者や一人暮らし、高齢者のみの世帯が増える中、買い物や掃除の生活支援や生きがいをもって参加できる活動の充実が必要。
- これまでの、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、自立支援と介護予防の推進のもと、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

総合事業におけるサービス移行及び利用のイメージ



総合事業導入により、従来の要介護認定を受けずに、基本チェックリストに回答することで、サービスを利用できるようになります。
 (ただし、40～64歳の第2号被保険者は、要介護認定申請が必要)

※デイサービス・ヘルパーの説明

総合事業導入前	総合事業導入後
介護予防通所介護	介護予防通所介護相当サービス
介護予防訪問介護	介護予防訪問介護相当サービス

加賀市における総合事業への移行について

猶予期間を設けず一斉に平成28年3月1日に移行する。

<早期移行理由>

1. 早期の支援・サービス提供により自立支援強化

○基本チェックリストの活用で、認定にまで至らない高齢者に対し、早期に必要な支援やサービスが提供出来る。

2. 現行相当サービスから実施し、円滑かつ影響の少ない移行

○認定に至らない高齢者や要支援状態からの自立促進、重度化予防の推進等の取り組みを幅広く展開していくことを踏まえ、段階的に実施。

○まず、現行予防給付利用者には、現行相当のサービス提供を継続し、影響が少ない体制を確保する。

○現行相当サービスを先行し、介護保険事業者の移行事務の混乱を緩やかにする。

3. 将来の事業展開や地域づくり推進のため財源を確保

○多様なニーズに応えるサービス提供体制を創っていくため、少しでも財源確保が必要。

○総合事業予算額の上限は前年度実績から算出されるしくみであり、平成27年度実施が、上限額が上がり有利となる。

訪問型・通所型サービス

- 全ての介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の基準（指定基準、報酬・加算等）による介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当サービス（3月1日実施）を実施。
- 現行の利用者は、継続して当該サービスを利用可能とする。

多様なサービス

- 平成28年4月以降、順次実施予定。
- 全国一律のサービスだけでなく、地域特性や既存の組織やサービスを活かし、住民主体の考えのもと実施する多様な担い手による多様な支援や拠点を充実していく。
 - ・平成28年4月予定 家事支援サービス（訪問型サービスB）
- ニーズに基づきメニューを加算方式として選択できる基準緩和したサービス等も実施していく。
 - ・平成28年度中 基準緩和による通所型サービス（通所型サービスA）

介護予防ケアマネジメント

- 介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態や、基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて、2パターン（原則的・初回のみ）に分けて行うことを想定。
- 地域包括支援センターによる「介護予防マネジメント」に基づき、介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当サービスの利用についても、これまでと同等にケアプランを作成しサービス提供につなげる。
- 地域包括支援センターから一部、居宅介護支援事業所へ委託。
- 多様なサービスにおいても、同様とする。

その他

- 更新における要支援認定の有効期間の上限が24ヶ月（これまで12ヶ月）に延長が可能
- 高額介護サービス費・高額医療合算介護予防サービス費相当事業を実施予定
- 給付制限に相当する事業を実施予定
- 生活保護の介護扶助については、生活保護法の改正が行われ、引き続き、総合事業の利用者負担に対しても支給。

移行スケジュール（予定）

日程	内容
平成27年12月8日	事業者説明会
平成27年12月21日着	利用者周知(要支援認定者に通知)
平成27年12月～平成28年2月	利用者との契約・重要事項説明書の交付・説明・同意 (様式等メール発信予定)
平成28年1月22日	介護支援専門員向け説明会
平成28年2月2日	介護支援専門員向けシステム研修会
平成28年2月8日	国保連データ送信テスト
平成28年2月18日	訪問介護事業所連絡会にて説明
平成28年2月22日	通所系サービス事業所連絡会にて説明
平成28年2～3月	(居宅介護支援事業者)居宅届出提出 (市)被保険者証送付 目標設定会議の開催(毎週水曜日午後)
平成28年3月	サービス提供開始 住民周知(広報かが3月号周知記事折込)
平成28年4月～	国保連請求・審査支払